

大分県及び鹿児島県における野生いのしし対策案について

1 経緯

- (1) これまで、野生いのししへの豚熱ウイルス浸潤状況等を考慮し、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて豚熱経口ワクチンの使用の是非を決定してきており、令和 7 年 9 月 2 日現在、42 都府県において経口ワクチンの散布が実施されている。
- (2) 令和 7 年 8 月 19 日、25 日に福岡県久留米市で、9 月 1 日にうきは市で、豚熱に感染した野生いのししが確認された。うきは市は大分県に隣接する市であるが、これまで大分県では野生いのししにおける豚熱陽性事例は確認されておらず、大分県は経口ワクチン散布推奨地域に指定されていない（福岡県は、1 例目の陽性確認を受けて、本年 8 月 19 日に指定済み）。
- (3) また、宮崎県では令和 7 年 4 月 9 日に都城市高崎町で県内初の野生いのしし感染事例が確認されて以降、当該事例から半径 10km 圏内のみで陽性事例が確認されていたが、9 月 2 日に県内陽性 1 例目から約 15km 離れた都城市御池町において 13 例目及び 14 例目が確認された。都城市御池町は鹿児島県に隣接する地域であるが、これまで鹿児島県では野生いのししにおける豚熱陽性事例は確認されておらず、鹿児島県は経口ワクチン散布推奨地域に指定されていない（宮崎県は、1 例目の陽性確認を受けて、本年 4 月 11 日に指定済み）。

2 大分県及び鹿児島県を豚熱経口ワクチン散布推奨地域に指定することについて

- (1) 以下の理由から、大分県及び鹿児島県を野生いのししに対する豚熱経口ワクチンの散布推奨地域とし、経口ワクチン散布を行うことが適当と決定する。
 - ・隣接県（大分県においては福岡県、鹿児島県においては宮崎県）で県内初となる野生いのししにおける豚熱陽性個体が確認されて以降、短期間に陽性事例が連続して確認されており、隣接県内の一部地域に豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと考えられること。

- ・今般、大分県及び鹿児島県に隣接する地域においても豚熱陽性個体が確認されており、当該地域と大分県及び鹿児島県との間には高速道路等の物理的障壁がなく、山塊が連なっていること。
- ・今後、繁殖期、狩猟期を迎え、野生いのししの行動範囲がさらに拡大することが予想されること。

(2) なお、大分県及び鹿児島県に対しては、経口ワクチン散布地域を中心に、ワクチン株と野外株の識別に留意の上、野生いのししにおけるサーベイランスを重点的に実施するよう依頼する。

3 大分県及び鹿児島県のみならず、九州全県において野生いのしし捕獲の強化、野生いのししにおける人為的な豚熱感染拡大防止対策の周知徹底を図るとともに、養豚場周囲の草刈り等のいのししの接近阻止、養豚農場における飼養衛生管理の徹底、飼養豚に対する適時適切なワクチン接種、異状豚の早期通報などについても再確認するよう依頼する。